

## 【九州地方知事会提案・要望書（平成20年11月）抜粋】

### 1. 地方分権の推進について

地方分権の推進は、地域の特性に応じ、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るうえで不可欠です。

平成18年12月に「地方分権改革推進法」が成立したことを受け、昨年4月より調査審議を開始した地方分権改革推進委員会においては、本年5月に「第1次勧告」を提出し、さらに8月には「国の出先機関の見直しに関する中間報告」を取りまとめられました。国の出先機関の見直しは、第二期地方分権改革にとって最も重要なテーマの一つです。今後行われる「第2次勧告」において、全国知事会が平成20年2月に推進委員会に提出した提言を踏まえ、出先機関の抜本的な改革につながる勧告をされるとともに、権限移譲に併せて、必要となる財源を一体的に移譲することや、組織・人員の徹底した合理化の推進など大胆な改革についても明確にされることを求めます。

また、政府においては、第1次勧告を受けて「地方分権改革推進要綱（第1次）」を決定されたところですが、第1次勧告よりも表現が曖昧になった部分もあるなど、各省庁が何ら具体的な根拠も示さないまま激しく抵抗しており、実現に向けて課題が多い状況にあります。政府は、表現が曖昧となっているすべての権限移譲について早急に結論を明確にするとともに、移譲範囲を広げる努力をし、特に道路・河川の権限移譲については、全国知事会や都道府県との協議を通じ、移譲対象となる道路や河川の整備・管理に係る事務量や必要人員、予算等を明らかにした上で、移譲前と同水準の事務を執行するために必要な財源措置等を速やかに示されるべきです。

さらに、基礎自治体への権限移譲については、市町村との十分な連携を図る中で、積極的に推進していくものであるが、既に各県において事務処理の特例条例制度により県から市町村への権限移譲に取り組んでいる状況を踏まえた上で、法令による権限移譲の際には、基礎自治体の負担とならないよう十分配慮する必要があります。

今後、政府におかれては、内閣総理大臣の強いリーダーシップのもと、地方分権改革推進本部において、地方六団体が提出した「地方分権の推進に係る意見書」や推進委員会の勧告を踏まえ、地方六団体と事前に十分協議の上「地方分権改革推進計画」を作成され、「地方でできることは地方が担う」、「自己決定・自己責任」、「地方の自立（律）と連携」、「国と地方の二重行政の解消」の4つを基本原則として地方の求める真の地方分権改革を進められることを強く求めます。

ついては、次のとおり施策の充実・強化を提案します。

(1) 「地方でできることは地方が担う」という原則の下、国と地方の役割分担をより一層明確化したうえで大胆に見直し、地方で行うべきものについては、事務・権限と財源を一体的に移譲すること。

また、国の出先機関の廃止・縮小による国と地方の二重行政の解消、国による過剰関与・義務付け・枠付けの廃止・縮小、国庫補助負担金総件数の大幅削減や直轄事業負担金の廃止により、国・地方を通じた行政の簡素・効率化を推進すること。

(2) 地方が、自主・自立的な行財政運営ができるよう、当面、国税と地方税の税源配分5：5を目指して、国から地方への一層の税源移譲を進め、地方税財源の充実・強化を図ること。

税源移譲にあたっては地域間格差が拡大することのないよう、地方消費税の充実などにより、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築することを基本に検討を行うとともに、移譲財源の一部を各地方公共団体の共通財源と位置付け、調整する仕組みの構築について検討を行うこと。

(3) 地方税制の見直しのみでは、地方公共団体間の財政力格差を解消することは困難である。

地方交付税については、社会保障関係の経費が増大し続ける中、住民生活を守り、地域の活性化が図られるよう、地方財政計画に地方の単独事業を中心とした財政需要を適切に反映させ、その総額を復元・増額し、財源保障・財源調整の両機能を充実を図ること。

併せて、現在の地方の財源不足を解消するため、法定率を引き上げるとともに、国から恩恵的に与えられるものではなく、地方固有の財源であることを明確にするため、国の特別会計に直接繰り入れ等を行う「地方共有税」とすること。

(4) 地方に関わる事項についての政府の政策立案及び執行に関して、地方の意見を反映させるため、政府と地方の代表者等が対等・協力の立場で協議を行う「(仮)地方行財政会議」を法律に基づき設置すること。

また、「(仮)地方行財政会議」が設置されるまでの間、「国・地方の定期意見交換会」を維持し、協議を継続的に行うこと。

(5) 道州制の検討に当たっては、平成19年1月に全国知事会が取りまとめた「道州制に関する基本的考え方」の「道州制の基本原則」を前提とすること。

また、道州制は、国と地方双方の政府を再構築するものであることから、国と地方が一体となった検討機関を設置し、中央省庁の解体再編を含めた中央政府のあり方及び地方の役割、地方公共団体の条例制定権の拡充・強化の方策、自主性・自立性の高い地方税財政制度の構築等について、具体的に検討すること。

なお、道州制議論にかかわらず、地方分権改革推進法に沿って、第二期地方分権改革を着実に推進すること。